◎新潟県告示第45号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市 計画の変更案を縦覧に供する。

平成29年1月17日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 村上都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・4号 上町羽黒町線

3・4・6号 北線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 3・4・4号 上町羽黒町線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

村上市泉町、加賀町、庄内町、小町及び大町の各一部

- (2) 3・4・6号 北線
 - ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

村上市泉町の一部

- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 自 平成29年1月17日

至 平成29年1月31日

(2) 場所

ア 村上市田端町6番25号 (〒958-8585)

新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課

イ 村上市三之町1番1号 (〒958-8501)

村上市都市計画課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。